

令和8年度第1回さぬき市地域包括支援センター運営協議会 会議要旨（要約）

- 1 会議日時 令和8年8月25日（火） 14：00～15：30
- 2 会議場所 さぬき市寒川庁舎 多目的ホール
- 3 出席者 [委 員] 為國真理・竹田聡子・富田志穂・近江照博・西田正己・間島是武・
太田理・井内勝之・壺井邦子・白河原将・平野通・富田克美
[事務局] 高西恵・藤田宏江・神野さつき・笹田美由紀・白井博子・和田英幹・
飯原由布子・廣瀬亜里紗・桑原綾子・安松加奈
[傍聴人] なし
- 4 議 題
 - （1）令和7年度地域包括支援センターの運営報告について
 - （2）令和7年度地域包括支援センターの事業評価について
 - （3）令和8年度地域包括支援センターの運営計画について
 - （4）介護予防支援（介護予防ケアマネジメント）業務委託について
 - （5）その他
- 5 資 料 別紙のとおり

6 会議要旨

発言者	意見概要等
(事 務 局)	それでは、定刻となりましたので只今より、令和8年度第1回さぬき市地域包括支援センター運営協議会を開会します。 さぬき市地域包括支援センター運営協議会は、当センターの適切な運営、公正・中立性の確保、その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため設置しています。それでは、開会にあたりまして、白河原会長より御挨拶をお願いします。 (会長挨拶) ありがとうございました。議事に先立ちまして、委員及び事務局職員の紹介に移ります。 (自己紹介)
(事 務 局)	運営協議会の会議は、さぬき市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第5条第2項の規定により、過半数以上の委員の方の御出席がございしますので、成立していることを御報告いたします。それでは議事に入ります。設置要綱第5条第1項の規定により、会長が会議の議長とされておりますので、以降の進行については、会長をお願いします。
(議 長)	それでは、次第に基づき議事を進めてまいります。 議題1「令和7年度地域包括支援センターの運営報告について」資料の2ページから40ページまで、事務局から説明いただき、その後に皆さまから質問や意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。 それでは事務局の説明を求めます。 (事務局説明)
(議 長)	事務局の説明が終わりました。意見がありましたらお願いします。
(委 員)	一般介護予防事業費に関して、介護予防教室の見直しで事業費が大幅に減少し、教室利用者の多くが介護保険サービスの利用へ移行したとの説明で理解しました。一方、わくわくライフについては、開催回数、延べ参加人数ともに多い状況ですが、職員の負担はいかがでしょうか。
(事 務 局)	受付や見守り等については委託看護師が担っていますが、参加者が多く、職員も会場に出向き安全面に配慮しながら対応しています。そのため、当センターで相談対応にあたる職員の体制にも一定の負担が生じています。

(委 員)	介護予防支援・ケアマネジメント件数の増加については、教室の見直しに影響しているのでしょうか。
(事 務 局)	教室見直しに伴い、教室利用者が通所型サービス等の介護保険サービスの利用へ移行したこと等から、介護予防支援・ケアマネジメントの件数が増加しています。
(委 員)	総合相談及び権利擁護相談の件数が前年度から増加していますが、相談しやすい環境になった影響か、あるいは高齢者の抱える問題が深刻化しているのか、どのように分析されていますか。
(事 務 局)	相談窓口が地域に浸透したことも一因と考えられますが、寄せられる相談として、独居や身寄りがないこと、認知症や家族の疾病、安否確認等、多様な課題が重なったケースが増えています。関係機関と密に連携し、継続的な支援を必要とするケースや、複数人での対応が必要となるケースもあり、件数も増えていますが、対応時間を要するケースも増えています。
(委 員)	入所施設も数に限りがありますので、在宅で安心して生活を続けられるような支援をお願いします。
(委 員)	認知症初期集中支援推進事業について、実施件数が少ないが、機能していないのか、あるいは総合相談で対応するため件数に影響があるのでしょうか。また、事業所が相談する場合に事業対象となる判断基準があるのか伺います。
(事 務 局)	認知症初期集中チームで実際に対応した事例として、ケアマネジメントによる支援は行われていたものの、重症化し在宅生活の継続が難しくなったケースがあります。家族も支援を続けていましたが、専門医への受診が十分にできていなかったことから、専門的な支援につなぐため、認知症初期集中支援チームを活用しました。手続きが多く利用しづらいという課題もあり、まずは総合相談で迅速に対応し、その中で専門医の受診や入院を見据えた支援が必要と判断した場合に、初期集中支援チームによる支援が適切か判断しています。
(委 員)	総合相談について、特に関係機関からの相談が増加していますが、主な相談内容や、対応時間を要する相談も増えているのか、教えてください。
(事 務 局)	一人暮らしで身寄りがない方や、認知症の症状があるものの専門医につなぐことができない方、家族が疾病等により適切な支援を受けることが難しいケース、新聞が溜まり連絡も取れないため安否確認の依頼等、多岐にわたります。年々、相談内容が複雑化し対応時間を要するケースも増加しています。現在の人員体制では対応が難しいと感じる場面もありますが、可能な限り迅速な対応に努めています。

(議 長)	他に御意見がないようですので、次に移ります。 議題2「令和7年度地域包括支援センターの事業評価について」資料の41ページから47ページまで、事務局から説明いただき、その後に、皆さまから質問や意見をいただきますので、よろしくお願いします。 それでは事務局の説明を求めます。 (事務局説明)
(議 長)	事務局の説明が終わりました。意見がありましたらお願いします。 他に意見がないようですので、次に移ります。 議題3「令和8年度地域包括支援センターの運営計画について」資料の48ページから62ページまで、事務局から説明いただき、その後に、皆さまから質問や意見をいただきますので、よろしくお願いします。 それでは事務局の説明を求めます。 (事務局説明)
(議 長)	事務局の説明が終わりました。意見がありましたらお願いします。
(事 務 局)	欠席されている委員から事前にいただいている意見を報告します。「生活困窮者や身寄りのない第2号被保険者の転入が増えています。介護が必要となる前の段階から必要な支援につなげられるよう、介護予防・生活支援の充実をお願いします。」との意見をいただいております。
(議 長)	他に意見がないようですので、議題4「介護予防支援（介護予防ケアマネジメント）業務委託について」事務局から議題の提案を受けています。 事務局の説明を求めます。 (事務局説明)
(議 長)	事務局の説明が終わりました。意見がありましたらお願いします。
(委 員)	承認基準を設けていることによって生じている支障や、市外で委託した方が適切と考えられる具体的な事例を教えてください。
(事 務 局)	市境付近に居住しているほか、通院先や家族の生活・就労先等生活の中心が他市にある場合があります。また、同一世帯でない家族や知人が支援を受けており、既に信頼関係のある市外事業所へ委託した方が円滑な場合もあります。一方、現行の基準では、既に暫定的な介護サービス計画を作成している場合であっても、認定結果が「要支援」となり基準に該当しない場合は委託できないケースがあります。また、ケアマネジャーの不足等により、市内の事業所だけでは委託先の確保が難しい場合もあります。なお、近隣自治体の状況を確認したところ本市のような基準を設けている市

(議 長)	町はありませんでした。 根拠法令等も確認しましたが、現行の基準を維持しなければならない理由もなく、また、適切な介護予防支援に支障が生じる場合もあることから、より円滑な支援につなげるため廃止することが適当と考えます。基準を残した方が良いとの意見はありますでしょうか。特に意見がないようですので、本協議会としては、承認基準を廃止する方針とします。今後は、法令などに基づき利用者の状況や適切なケアマネジメントの観点から判断していただきたいと思います。 以上で、本日の議事を終了したいと思います。御協力ありがとうございました。それでは進行は、事務局にお返しします。
(事 務 局)	御協議ありがとうございました。 今回皆様からいただきました御意見につきましては、今後の地域包括支援センターの事業や運営に活かしたいと思います。引き続き御指導、御支援を賜りますよう、よろしくお願いします。次回の運営協議会は、令和9年2月頃の開催を予定しています。また、その際に御案内をさせていただきますので、よろしくお願いします。 それでは、これをもちまして、令和8年度第1回さぬき市地域包括支援センター運営協議会を閉会します。ありがとうございました。